

令和元年度(2019年度) 第1回国立市人権・平和のまちづくり審議会 議事録

1. 日時 令和元年(2019年)8月5日(月)午後2時～4時
2. 場所 市役所3階 第4会議室
3. 出席者 委員10名(欠席なし)
委員 大島委員、押田委員、神田委員、炭谷委員、高松委員、藤沢委員、古川委員、
三井委員、呂委員、渡邊委員
事務局 4名(藤崎部長、吉田室長、高橋室長補佐、市川主任)

<議事要旨>

【事務局】第1回国立市人権・平和のまちづくり審議会を開会します。本日は暑い中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。現時点では、本審議会の会長がまだ選出されてございませんので、本日、会長が選出されるまでの間は、国立市政策経営部市長室長の私、吉田が進行をさせていただきます。それでは議事に先立ちまして、国立市永見市長より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。それでは議事に先立ちまして、国立市永見市長より委員の皆様へ委嘱状を交付させていただきます。恐れ入りますが自席にてご起立いただきますようお願いいたします。

(市長から各委員に委嘱状交付)

【事務局】皆様、ありがとうございました。それでは、引き続き永見市長から委員の皆様へ一言ご挨拶をいただきます。市長、よろしくお願いいたします。

【永見市長】皆さん、こんにちは。大変暑い中、市役所までお越しいただきまして本当にありがとうございます。本日は人権・平和のまちづくり審議会第1回目ということで、いよいよ始まるなどという気持ちでございます。今後どうぞよろしくお願い申し上げます。

国立市では、昭和50年につくりました基本構想の基本理念が「人間を大切にすまち」というもので、以来40年以上にわたって国立のまちは、人間を大切にすることを定義としてまいりました。昭和50年、私も職員をしておりましたので基本構想をつくった時代をよく存じ上げておりますが、背景としては、当時は高度経済成長の一方で公害や自然破壊の問題があり、どうやったら人間が生きていく環境を整えられるのかということが非常に大きな課題になりました。そういう中において、「平和都市宣言」、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」ができ、「国立市女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」をつくり、人権を大切にすまちづくりを進めていく。こういう流れの中で私が市長を担当することになりまして、やはり平和と人権を尊重するまちづくりをどうしても進めたい、私の前任の市長の佐藤が推進してきたものを条例という形でつくり上げたいということで、2年間かかってこのような条例をつくらせていただきました。ただ、これはあくまでも基本条例で、これをどのような基本方針、そして計画をつくり実効性を持たせるか、まちづくりを進めていくかということの具体論をこれからぜひご審議、ご答申いただいて、まちづくりの計画に反映させて、行政や私がそれを受けましてまちづくりを進めていく。こんなことをぜひやってまいりたいと思っております。従いまして、基本指針、計画のあり方、あるいは国立の地域でどういう人権侵害問題が起きているのかという調査をするとか、そういうことを含めまして、この審議会で十分にご議論をいただきたい。本日はその第1回目ということで、諮問をさせていただいて、今後の議論の皮切りにしていただけたらと思っております。既に新聞等でご承知だと思いますが、市内に

ある大学の関係の問題があるということで、当事者の方が私のところに要望書を持って来られました。あわせてこの要望書は平和のまちづくり審議会御中ということになっていて、さまざまなご要望をいただいております。このことについても最後のところでご報告をさせていただいて、今後どうしていくかということその先へつなげていけたらと思っているところでございますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

【事務局】ありがとうございました。では続きまして、委員の皆様のご自己紹介に入らせていただきます。本日は委員の皆様、初顔合わせになりますので、ご自身の自己紹介を簡単をお願いします。では順番に、お一人3分程度をお願いします。

【大島委員】一応公募市民ということになっております。現在、人権擁護委員と保護司をやっています。私は北多摩西保護司会のサポートセンター長で、北多摩西の100数十人の保護司に対して情報提供などを行っています。年齢は67歳になっていますので、当然1回リタイアしております。リタイアする前は中学校の教員でした。途中から東京都教育委員会に行き、それからずっと、三鷹の教育委員会や国の機関に出向きました。主にやっていたことは人権とつながりはないのですが、ITの学校普及、これが私の大きな仕事だったのです。そんなことをやって現在に至っているというところでございます。よろしくお願いいたします。

【押田委員】私は公募市民として今回選ばれて参加したのですが、東に住んでいます。私は長い間、東京の23区内でゴミの収集をする清掃職員を務めてきました。その関係で、職業差別あるいは部落差別、そういったあらゆる差別のない社会を何とか目指したいということで、労働組合をやりつつ、なおかつその中でも清掃人権交流会という形で人権問題に関わってきました。3年前に完全退職した後、市民活動などにもいろいろ参加させていただくようになりまして、今回の人権・平和基本条例をつくる際には最初から非常に高い注目を持って、市民の側から声を上げさせていただき、市長室の皆さんや市長さんにもお目にかかりながら意見を述べさせていただき、そういう機会を得てまいりました。今回この条例は、全国的にも大変注目されているのは私も非常に肌身に感じております。このせっかくできた条例が、これからどういうふうに具体的に生かされるのかを進めていかなければいけない。その重要な審議会の委員に選ばれたということで、みずからの責任もすごく重いと思っています。皆さんと一緒に、ぜひ、本当に差別のない社会ができるように、微力ながら力を尽くしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【神田委員】こんにちは。私は弁護士です。インターネットにおける人権保護を主に業務としています。例えば、名誉毀損やプライバシー侵害、侮辱などに関して、インターネットの情報を削除したり、誰が書いたのかを特定するといった業務です。最高裁が、忘れられる権利というものについて判断したかしないかといわれている判例があるのですが、そちらも私が担当した事件です。私は昭和60年代に一橋大学に行っておりましたので、国立市は懐かしい都市ではあるのですが、そこで今回この条例に関われるということで大変嬉しく思っております。よろしくお願いいたします。

【炭谷委員】現在、社会福祉法人恩賜財団済生会の理事長を務めております。私自身はもともとは旧厚生省に入りまして、その後いろいろな役所を回りましたが、最後は環境省で退官させていただきました。その間携わった仕事は、医療と福祉と環境と人権の4分野でございまして、その間、教えた大学の数は20を超えています。その中で人権については、1年間講義をするなど、人権問題についての仕事をしたり研究をしたりしています。その過程で、このたび国立市でこのようなすばらしい条例をつくられた。日本で初めてソーシャル・インクルージョンということを書かれた。日

本で初めて公文書でソーシャル・インクルージョンを書いた仕事に携わらせていただきました。日本でもソーシャル・インクルージョンが必要だということを言ってきまして、いろいろなところで行動をしてきました。結局はなかなか広がらなかったけれども、国立市がしっかりした立派な条例をつくられた。非常に先進的な、日本で最も優れた条例だと思っております。この条例はぜひ、実効性のある、中身のあるものにしていかなければいけないということで、この審議会の委員に選んでいただいたというのは大変光栄に感じております。また、生きがいといますか、やりがいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

【高松委員】主属は三鷹市にある国際基督教大学（ICU）です。国際基督教大学のジェンダー研究センター長を務めさせていただいている関係で、恐らくこちらにお声がけいただいたものと考えております。私の専門はジェンダーと国際関係、ジェンダーと国際政治、平和という領域で、通常は、紛争、戦争、軍事などに関連する研究を行っています。ジェンダーやセクシュアリティの課題から政策などを見るということも研究の1つのテーマなのですが、今回、国立市が先進的な条例をつくられたということは聞いております。そちらの基本方針の策定等について議論に参加させていただくということは大変光栄でございますし、私自身も勉強をしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【藤沢委員】解放同盟東京都連の顧問を担当させていただいております。現在は足立区に住んでおります。なぜ国立市民でないのかということになるのですけれども、地元から出すことが難しいということで、東京都が調整に入りました。私は府中で育ち、26歳まで府中におりました。府中の一番東側、旧多摩村との境目のところに実家があるので、その話に非常に詳しいであろうということで、代役みたいなことです。それと、先ほど市長さんから50年のときのお話があったのですが、私自身は1972、3年ぐらいから東部にいて、国立市の運動にずっと関与させていただきまして、その当時から三井さんのお名前だけは知っていました。あまり役に立つかどうか分かりませんが、よろしくお願いたします。

【三井委員】私はいつも文字盤を指して話しています。今日は、書いてきた文章を、陪席者としてここにいます夫に読んでもらいます。私は、国立市しょうがいしゃ団体等協議会の代表です。ご覧のように、皆さんのようにすらすらしゃべれません。全て指で文字を書いたり文字盤で話します。ですから時間が来たから切りますというような進め方はしないでください。私は10年以上前から地域保健福祉計画、しょうがいしゃ福祉計画の策定や推進協議会で委員長を務めるなど、市の施策に関わり続けており、国立市のしょうがいしゃ福祉をよい方向に推進させてまいりました。40数年前、私が国立に来たころは、私のような重度しょうがいしゃが生きられる施策は何もなく、毎日のように市に掛け合い、市役所に泊まり込みをしたり、少しずつ生きられる保障を勝ち取ってきました。国立市だけにしょうがいしゃ制度の保障を訴えているわけではなく、東京都や厚生省にも命がけの戦いをしてきました。ですから今のしょうがいしゃ福祉があるのです。今回から、あらゆる人権無視、あらゆる差別の問題に携わらせていただくこととなります。私は以前、都庁前で、1年9カ月の間座り込みをしてきました。その間いろいろな差別をされている当事者と話してきました。部落差別、女性差別、朝鮮人差別、森永ヒ素ミルク事件の被害者、水俣病被害者、被爆二世の問題、薬剤被害者、そしてハンセン病のこと等、いろいろしてきました。でも、しょうがいしゃの問題は差別の中の差別としてどこに行ってもあります。こういうしょうがいしゃのことも委員の方たちに知ってほしいと思います。

私は何も知らないころ、自分だけが差別されていると思っていました。でもそうではなかった。出

会うごとにいろいろな差別があり、苦しんでいる人が多くいると知りました。ですので、今回人権条例の審議会があるというので、心新たに委員になりました。よろしくお願いします。

人権、それは人間にとって大切なもの。人権、それは私たちにとって幸せをもたらすもの。しかし人権を奪われている者は多く、つらく悲しい日々を送っている人が多い。私は生後半年でしようがいの身になった。高熱後、体はくたくた、言語しようがいも伴い、移動も生きる限り人の手を借りる状態になった。終戦間近に生まれた私は食うや食わずの中、親は私の命を必死になって守ってくれた。しかし、体も心も成長していくにつれ、他の子どもたちと違うことを知り家に閉じこもるようになっていった。みんなは学校に行けている。私も学校に行きたい、行きたいと強く思った。私はこんな体なのだし、人の世話になって生きたくない。死にたい、死にたいと毎日祈っていました。自分で死ぬこともできず泣いていました。そして施設へ。施設というところは外見はよいけど、中では何をしているかなんて誰も知らない。虐待なんて日常的にやり放題です。施設ではしようがいしゃのくせに、人の世話になっているのにと常に言われ、介護を受けている人間はおとなしく言うことを聞いて何も主張してはいけないという意識だった。日常の全てが人間として当たり前で暮らすことからかけ離れていた。私はあるとき目覚めました。同じ人間なのになぜ私たちしようがいしゃだけ施設に隔離されなければいけないのだと思いました。それからもう死んでもいいや、自分の生きたいように生きようと思いました。ここで一生暮らすくらいなら死んでもいい、1日でも施設の外で自分らしく生きたいと願って地域へ飛び出した。44年前、その地域が国立市です。

地域で暮らすといっても、当時の国立市は、私のような重度しようがいしゃが生活できるための制度はほとんどありませんでした。アパートを探すときも、私の姿を見ると、不動産屋も大家さんも絶対貸してくれませんでした。店に行けば、車椅子で入っていくと場所が狭い、席が空いていない。床が汚れる、建物が痛むなどと言われ、あからさまに入るのを断られ、そのころ私は人権という言葉も知らず、無我夢中で戦い続けてきました。人権があることすら知らなかった。だから、あたりまえ条例ができたから嬉しくて、嬉しくて泣いてしまいました。7年前に国立市にできた温泉には、浴室に車椅子で入ることはできないと言われ、市にも協力してもらい交渉を続けましたが、6年間何も変わらず、やっと2017年8月に入浴することが実現しました。その前の年、2016年に、国の法律の障害者差別解消法と国立市の条例、「誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しようがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」が施行されました。国立市が条例にして、問題解決のための方法を規定したことは大きな力になったと思います。差別というものは受けた人しか分からないというけど、しかしそれを親身になって真剣に取り組んでくれる人がいた。人権無視、差別問題に真っ向から取り組んで体当たりをし、自分の体の不調を顧みず解決に挑んでいる。市長を初め人権を守ることへの強い意識があつてこそ、このあらゆる差別を禁止するという大きな理念を掲げた「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」ができました。堂々と、差別を許さない、それは差別だからやめろと言える社会になった。これは本当に画期的なことで、でもそうでなくてはいけません。私が長年待ち望んできたことなのです。この条例を生かすも殺すも、審議会の委員一人ひとりの意識にかかっているのです。この人権条例を私たちは大いに生かし、誰もが差別されないで人間らしい営みができるようにしていきたいと思います。委員の皆さん、国立市で人権が無視されることのないよう一緒に学び、激論を交わして毅然と猛然と戦っていきましょう。

私は通訳を夫を中心に行い、対応者も私の言いたい意見の発言を代わりにします。決して通訳者や対応者が勝手に話すわけではありません。委員会としては陪席者は認められています。あと、私は7

4年間首が座ったことがありません。ですから、こうして頭の支え要員が必要なのです。頭はとても重たくて長時間は支えきれません。なので交代の人がいます。姿勢を変えたり、よだれを拭いたりしますが、それは普通のことですので気にしないでください。では、よろしく申し上げます。せっかくこのような場で知り合えたので、皆さんと仲よくしていきたいと思います。

【古川委員】八王子ひまわり法律事務所で弁護士をしております。私自身、日常の業務では人権よりも一般の契約などを取り扱っていることが多いわけですが、仕事の内容としては、認知症などで判断能力が低下されている高齢の方や、精神しょうがいなどで判断能力が低下されている方の成年後見業務でサポートさせていただいているのが1つ。それから、地方自治法や行政法に関心を持ってこれまで勉強してきましたので、地方自治体のサポート的な業務として、こういった審議会などに参加させていただいて、弁護士としての観点から意見を言わせていただくというのが1つです。審議会でこれだけ傍聴の方がいらっしゃるといのは、私、本当に初めてで、関心が高い審議会だということが分かりました。今、委員の方もおっしゃいましたけれども、本当に、条例で何か変わるわけではなく、その条例をどう使うかによって、これから果たしてこの条例が本当に使えるのかどうかというところを審議していくのだと思っておりますので、その中で少しでもお力になればと考えております。よろしく願いいたします。

【渡邊委員】一橋大学法学研究科の教員で、専攻は憲法です。人権とか平和と関わりがあると言えばあるのですが、主に教育を行っているのは法科大学院なので、普段はもう少し法技術的な話をしていきます。一橋に勤務してから9年半で、その前は九州大学に勤務していました。何とぞよろしく願いいたします。

【呂委員】私は在日朝鮮人の三世です。私の祖父母が、今の韓国の慶尚北道に生まれて戦前に福井県に渡ってきました。ですので、私の父母も日本生まれですし、私も日本生まれです。私、三重県で生まれまして、福井県で育ちました。結婚して東京北区に住んでいましたが、夫の家族が三多摩にいますので、子どもの出産を機に2009年に国立市に住み始めました。

正直申し上げまして、私は経歴だとか実績が何もなくて、話をいただいたときも自信がなかったのですが、今日もここに来てみて、私なんかでいいのかなという不安もあります。全国に在日コリアンが通う朝鮮学校が66校あります。かつては100校以上ありましたが、在日三世、四世、五世になってくると、日本に住み続けるのに朝鮮人、韓国人でいる必要があるのか、日本人として生きていけばいいじゃないかという流れもあります。今では生徒数も減り、全国的に66校あります。その中で、日本の学校でいうPTAですね、オモニ会、母親会というのがあります。全国朝鮮学校オモニ会連絡会の事務局長をしていますので、このお話をいただいたと思っております。たまたま都営住宅が当たりましたので国立市に住んでいますけれども、私の子どもも間違いなくここに住んでいきますし、これから育つ過程で、出身は国立市、となるはずですが、私自身もやっぱり自分が住む国立を誇りに思いたいですし、自分が住む街を心から好きになりたいという気持ちがあつてこのお話を受けました。私だけでなく私の子ども、そして私のような外国人が胸を張って生きられるような、そういうまちにしていけたらと思っております。もちろん、これから日本の社会自体がそうなればいいと思いますが、まずは自分の住んでいる国立市が本当にそういうまちであつてほしいという望みを持ちながら、委員の間、頑張っていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【事務局】皆さま、ありがとうございました。少し休憩の時間に入ります。

(休憩)

【事務局】再開します。続きまして、本審議会の会長及び副会長の選出に入りたいと思います。「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」施行規則第3条では、委員の皆様の一選により会長を選出することとなっておりますので、委員の皆様の中で自薦及び他薦の方いらっしゃいましたら挙手の上、ご発言をお願いいたします。

【大島委員】私は炭谷委員を推薦いたします。理由は、炭谷委員は基本条例に最初から関わっておられましたし、ソーシャル・インクルージョンという言葉についても最初に訳されたということもありますので、適任ではないかと思えます。

【事務局】ありがとうございます。今、炭谷委員へのご推薦がありました。この件につきまして、皆様、ご異議等ございませんでしょうか。ご異議なしと認めまして、会長を炭谷委員にお願いしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

では、会長が決定いたしましたので、規定に基づきまして、炭谷会長より副会長のご指名をお願いできればと存じます。

【会長】ただいま会長にご推薦いただきまして、ありがとうございます。大変微力ではございますけれども、皆様方のご協力を得て、円滑な審議をしてみたいと思えます。

副会長につきましては、古川先生にお願いしたいと思えます。古川先生は、地方自治体について非常にお詳しい先生です。本条例のスーパーバイザーとして指導をいただいておりますし、条例の制定過程を含めて熟知をされていらっしゃいます。国立市との関わりにつきましても、オンブズマン制度の発足にご尽力されており、副会長として適任と思われましますので、ぜひ、古川先生にお願いしたいと思えます。よろしくをお願いいたします。

【事務局】会長から今、古川委員に指名がございましたので、古川委員に副会長をお願いしたいと思えます。では、会長からご挨拶をいただきましたが、改めて一言、会長、副会長、ご挨拶をお願いします。

【会長】それでは正式にご挨拶をさせていただきます。ただいま会長にご指名いただきましてありがとうございます。この条例は、多分日本で最も優れた条例だろうと思っております。また、この条例はすごいと言って、いろいろな人から話が出てまいります。ただ、問題は条例を生かすも殺すもどのように中身を重視していくか、また運用していくかということにかかっているのだろうと思えます。そのような意味で、この審議会は大変任務が重いわけでございます。皆様方の闊達なご意見をいただき、充実した審議に努めて、よい結論を得るように努力していきたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

【事務局】続きまして副会長、お願いいたします。

【副会長】改めまして古川です。会長を補佐し、皆さまから十分ご意見をいただけるように頑張りたいと思えますので、よろしくをお願いいたします。

【事務局】ありがとうございました。続きまして、諮問書を、永見市長より会長にお渡しさせていただきましたと思えます。

【永見市長】国立市人権・平和のまちづくり審議会会長殿。国立市長永見理夫。

諮問書。国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例第16条に基づき、人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定について、貴審議会のご意見を伺いたく、諮問いたします。

1、諮問事項。人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定。2、諮問理

由。国立市では、国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例に基づき、ソーシャル・インクルージョンの理念の下、人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちの実現を目指しています。人権・平和のまちづくりの総合的な推進を図るための基本方針の策定について、同条例が定める以下の事項を含む内容について、貴審議会のご意見を伺うものです。

(1) 人権・平和のまちづくりの推進に係る基本理念。(2) 人権と平和に関する意識向上のための教育及び啓発に関すること。(3) 人権救済及び相談支援の体制に関すること。(4) 人権と平和に関する分野ごとの施策に関すること。(5) 国内外の平和交流に関すること。(6) 前各号に掲げるもののほか、人権・平和のまちづくりを推進するために必要な事項。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】ありがとうございます。なお市長は、次の公務がございます関係で、これをもちまして退席させていただきます。

(市長退室)

【事務局】それでは、会長、副会長はお席のご移動をお願いいたします。

それでは、ここからの議事は会長にお願いしたいと存じます。よろしく願いいたします。

【会長】それでは、先ほど市長から諮問書をいただきましたので、この諮問書に従いまして審議を進めてまいりたいと思います。よろしく願いします。

それでは、まず初めに本審議会の公開並びに会議録の取り扱いと今後の会議運営につきまして、ご審議、ご承認をいただきたいと思います。詳細につきましては、事務局から説明をお願いします。

【事務局】それでは、本会議の取り決め事項としまして、事務局からご説明します。皆様、同意をいただきたい点が4点ございます。まず会議は原則公開とすること。2点目、会議内容を録音して会議録として残すこと。3点目、会議録は市のホームページ等にて公表すること。4点目、審議会中、記録のため写真を撮影することがあること。以上の4点です。よろしく願いいたします。

【会長】ただいま事務局より本審議会の取り決めについてご説明をいただきました。ここでお諮りをいたします。ただいまご説明があった件につきましてご異議ございませんでしょうか。特にご意見がなければ、この件につきまして承認とさせていただきます。

次に、配付しました資料の確認をしたいと思いますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】配付資料の確認をさせていただきます。次第、資料1「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」、この資料の後ろに条例の施行規則もございますので、そちらもあわせて参照いただければと思います。続きまして、資料2「国立市人権・平和のまちづくり審議会委員名簿」、資料3、諮問書の写し、資料4「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」の説明資料、資料5「国立市人権・平和のまちづくり審議会基本方針策定の実施手順」、資料6「人権・平和に関する実態調査(市民意識調査)の内容についての依頼」。それから冊子3部。東京都人権に関する世論調査概要、川崎市の調査票、多摩市の平和に関する意識調査アンケート結果概要の冊子です。これについては、また後ほど事務局から説明させていただきます。傍聴の方が多くて全ての方に資料が配付できていないので、後日ホームページ上でアップをさせていただきますのでよろしく願いします。

諮問事項につきましては、記載いただいている内容のとおりです。委員の皆様から何かご質問等ございましたら、事務局でお答えしたいと思います。

【会長】続きまして、国立市人権・平和条例の内容について確認をしていきたいと思います。次第の

報告事項の内容に沿って、事務局から説明をお願いします。

【事務局】資料4「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」について説明します。人間を大切に作るまちづくりということで、第1期基本構想のときから現在まで一貫して、国立市は「人間を大切に作る」ということをまちづくりの基本理念として掲げてきました。「国立市平和都市宣言」、「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」、「誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例」、そして昨年度施行されました「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を定め、全ての施策の根幹に人権と平和の尊重を掲げてまちづくりを進めてきたところです。

続きまして、この条例がつくられるに至ったきっかけということでお話しさせていただきます。前市長でありました佐藤一夫市長が平成28年11月8日に、千葉県佐倉市における「第6回平和首長会議国内加盟都市会議総会」において、「平和人権行政の使命」ということをおっしゃられまして、一度読ませていただきたいと思います。「平和・人権は普遍的な人類のテーマである。私は市民から選ばれた一為政者としてこの壮大なテーマから逃避せず、未来に向け挑戦する。私は平和と人権を尊重し、これを声高に主張することで自己に責任と義務を課さねばならない。日常の連続こそ人類の争いを回避する唯一の手段である。私はすべての市民が地域で幸せに暮らせるよう市民の命を守りぬく決意である。」これが、亡くなる前の最後の公務になりました。永見市長が2017年3月にこの遺志を受け継ぐ形で、条例化について議会で答弁されたというのが、本条例の制定されるきっかけとなりました。

条例制定までの経過について、簡単に説明します。平成29年9月に条例の骨子案を検討しました。その後11月に骨子案のパブリックコメントと市民との意見交換会を行い、平成30年の7月に有識者2名として、炭谷先生と古川先生にスーパーバイズをお願いして、素案の検討を行い確定しました。その後8月、9月にパブリックコメントを行いまして、同時に市長とのタウンミーティングもを行い、市民の声を可能な限り反映する中で、また10月にお二方からスーパーバイズをいただく形で条例案を検討していきました。その後11月に炭谷先生から条例制定に向けた機運の醸成を図るためのソーシャル・インクルージョンに関する講演会を行い、12月議会で、全会一致で可決。本年の4月に施行という形になっております。

国立市の「人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」は、人権・多様性・平和の3つの理念を取り入れたということで非常に珍しいものです。ここで「ソーシャル・インクルージョン」という言葉について、今一度簡単に説明させていただきたいのですけれども、もともとはヨーロッパで提唱された考え方で、しょうがいを持った方、貧困層、子ども、高齢者などが社会の中で包まれて、どんな人も社会の一員として助け合うという概念で、歴史的な背景としては、フランスやイギリスの当時の移民の増加や失業率の増加により、経済的、社会的な格差が拡大し、その中でそういった構造から抜け出せないことへの対応策として提唱されたものです。一人ひとりの多様性を認め合い、ソーシャル・インクルージョンの理念のもとに不当な差別や暴力のない安心、安全なまちづくりを目指します、という内容が本条例になっています。

ほかの既存条例とこの条例との体系については、今回の「国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり基本条例」があくまで基本条例で、そのもとにさまざまな条例が、個別の条例としてぶら下がる形になっています。

続きまして、ダイバーシティ&インクルージョン。ダイバーシティについては、人種、民族、信条、性別、性的指向、性自認、しょうがいがあること、疾病、職業、部落出身などの多様な背景を持つ人

が存在している状態、そのことをダイバーシティといいます。

次の資料の図で説明します。ダイバーシティの状態では、対立や差別の原因になることもあるので、これをつなぎ合わせていくことがインクルージョンという考え方で、ダイバーシティとインクルージョンをセットにすることで、平和な社会を目指していこうというのがソーシャル・インクルージョンです。

続きまして、条例の特徴について。今回の条例は、基本条例として位置づけたということが1つ目の特徴です。他の条例の解釈や考え方の基礎となるものとして本条例を位置づけたということです。ここで黒ポチの3つ目、積極的平和の考え方というものも1つ特徴として挙げられると思います。下の図にありますとおり、前文で平和の定義について述べています。国立市が本条例でいう平和とはということで、平和の定義の参考として、ヨハン・ガルトゥングという方の積極的平和という考え方を取り入れました。この方が言うには、直接的暴力、構造的暴力、文化的暴力という3つの暴力がない状態で初めて平和が実現する、ということで、目に見える直接的な暴力だけではなくて、そういったさまざまな暴力がないことが、平和を実現していくためには必要なのだということです。

条例の特徴の2つ目は、ソーシャル・インクルージョンの理念。こちらはソーシャル・インクルージョンという言葉を使ってまちづくりの理念を明記しており、これは国立市の市議会の基本条例にも明記されています。

また、3つ目の特徴としては、「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消法」という人権三法について、地方公共団体は必要な施策を策定しこれを実施していかなければならないということが定められておりますので、これを受けた形で前文にこの三法を掲げていることです。

条例の特徴の4つ目は、平和の概念から、不当な差別及び暴力を禁止しているということです。国立市としての本条例は、理念を定めたものであって罰則は定めておりませんが、これから、人権・平和のまちづくり審議会の中で、人権救済措置を含む、必要と認める事項を今後審議していただくことにもなろうかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

特徴の5つ目、市の責務とは別に、市長の使命の規定を定めているところが特徴です。ソーシャル・インクルージョンの理念のもとに、市としてより強くこの人権・平和のまちづくりを推進していくことをこの条例の中で打ち出しています。

最後に、国立市における差別事象ということで、残念ながら国立市においても平成16年と24年に、ヘイトスピーチ感情をあらわにするような差別事象が起こっております。これに対しては、当時こういった条例もありませんでしたので、市はこのようなことは許さないというメッセージを市報で出しました。また最後に、人権・平和のまちづくり審議会ということで、市長の附属機関として今後基本方針を定め、推進計画を定め、実態調査を行うということを定めておりますので、今後皆様にはそういったところでお力添えをいただきたいと考えております。事務局からの説明は以上です。

【会長】ありがとうございます。皆様方の中にはまだダイバーシティ、ソーシャル・インクルージョンについて、十分消化しきれないという方もいらっしゃるのではないかと思います。ただいまのお話で、非常にわかりやすく条例の中身を説明していただいたので、大変参考になりました。それでは、ご質問もあろうかと思っておりますので、自由にご質問をしていただければと思います。

【大島委員】一般的な市民感覚でこういうようなものを見たり聞いたりしたときに、最初に引っかかってくるのは横文字です。何で行政はそうやって横文字を使うのかと言われるところなのです。ソーシャル・インクルージョンを辞書で引くと「社会的包摂」と出てくるのですけれども、そっこのほう

がもっと分からないと言われる。概念がものすごく広いものは日本語に訳せないで、そのまま持ってくるによく言われていた。それを分かりやすく、こういうように説明されたので非常によく分かったけれども、なかなかそれが行き渡らないのが現実だと思います。この審議会でそういうものが表に出てくると、文字に対する批判が真っ先に出てくると思いますので、その辺のことをまず分かった上で、分かりやすく説明していかないといけないというのがまず第1点です。

第2点としては、我々が一体どの部分をどういうふうに審議していくのかということについて。やはり、人権や平和という概念は、それをある程度集約してきちっとやっていかないともものすごく広がってってしまう部分が多い。市長から示された諮問事項をもう一回我々が消化した上でやっていかないといけないと思います。

第3点目としては、人権や平和に関しては、すぐ解決しなければいけない部分と、もう少し長い時間をかけて解決していくという、時間的な軸が必要だと思う。特に教育は、10年、20年先のことを考えて、未来の大人になっていく子どもたちがよりよい社会を築くために、ということが必要だと思う。

【会長】1点目の、何で横文字を使うのだということですがけれども、日本語に置きかえると違った意味を帯びてしまう。それであえて条例では括弧書きしてソーシャル・インクルージョンと使われたのではないかと思う。分かりやすくするためには、ソーシャル・インクルージョンとは何なのかということについて、具体的な活動なり、行動という形で明瞭化していけば、あんなものか分かってくるのではないかと、むしろこれからの国立市の活動いかにによって理解度が進むのではないかと思います。よく似ているのは「ノーマライゼーション」で、当初使うとなったときは何のことかよく分からないので日本語に直そうとする動きもありました。「リハビリテーション」という言葉も日本語に直そうとしたけどうまく行き渡らない。今では一応皆さんそれなりに理解するようになったというのは、何か形が見えるからではないかなと思うのです。「ダイバーシティ」も「ソーシャル・インクルージョン」も、日本社会ではまだスタートして間もないので見えないのだと思うのです。これはこれからの社会を発展させるためには絶対必要なことだと思うので、やはり我々はこれを具体的にやっていくことが重要だと思います。

【大島委員】この条例で1つ感じるのは、市長の使命。市長には、人権感覚に差がある人がなり得る中で、この条例は、その市長をちゃんと縛って、人権あるいはソーシャル・インクルージョンを一番の基本にして市政を進めるのだと。そうしなければいけないということを明確に述べているというのは大変素晴らしいと思います。市長が変わるとそれまでの政策を大きく変える例が、いくつもあります。この市長の使命は、本当にほかになかなか見たことのない規定で、非常に素晴らしいと思います。

それから、この条例の中では、審議会の委員に諮問されて、そこでのさまざまな意見を市長に上げるという過程の中で、市民や事業者等の意見をちゃんと聞いていくという規定もしっかり載っています。それはすごく大事なことで、市民にとっては、条例ができ、審議会が発足したからあとはお任せという形で預けるのではなくて、全ての権利というのはそうだと思うのですけれども、一人ひとりの市民が声を出して意見を言う、その反映が施策に出てこなければいけない。審議委員というのは市民の声を本当に大事にしなければいけないということから言っても、そういう規定がここに載せられているということもすごく素晴らしいことだと思う。そういう意味で、私自身も使命を自覚しながら進めていきたいと思っています。

【会長】どうもありがとうございます。確かにこの条例は基本条例ということで、仮に市長が代わら

れても基本条例としてずっと国立市のバックボーンになっていくだろうと思います。

【押田委員】私はお話を伺っていて、今日初めて聞いたことも幾つかあるので、基本的な理念がまず何を目指しているのかということから勉強しなければいけないと今、思っているところです。

【事務局】できましたら今日、資料5の今後のスケジュールと、資料6の実態調査につきまして、少し委員の皆様のご意見をいただければと思います。

【三井委員】一言いいですか。私はもっと分かりやすくゆっくり話してほしいです。皆さんは会議に慣れていらっしゃると思いますが、私はとても理解をするのが大変なのです。よろしくをお願いします。

【会長】わかりました。それでは私も委員の方々も十分気をつけて、ゆっくりと話をして、皆さんに参加していただければありがたいと思います。

【事務局】次第の6、報告事項(2)の基本方針の策定の実施手順について、説明をさせていただきます。お手元の資料5「国立市人権・平和のまちづくり審議会基本方針策定実施手順」をご覧くださいければと思います。

今回が第1回の審議会2019年8月になるのですけれども、委員の皆様の任期が再来年の6月末、2年間の任期になっておりますので、この2年間の間に基本方針を策定するという運びでお願いできればと考えています。今年度、来年の3月までの間にはおおむね4回程度審議会を開催する予定です。2カ月から3カ月に1回という形で開かせていただければと思っております。基本方針の策定を今回諮問しているのですけれども、これはお手元の資料1にあります条例の中で、第9条、基本方針の中に、次に掲げる事項について定めるものとするということで、(1)から(6)までの事項を定めております。同じ内容を今回諮問にも書かせていただいているのですけれども、これ以外のもも基本方針には定めることが可能ですが、この6つについては、必ず基本方針の中に入れていくということで議論をいただければと思います。

資料5の実施手順に戻ります。まず審議会で議論をいただきたいのが実態調査についてです。この条例に基づいて基本方針や基本計画を検討していくのですけれども、それに当たってまず、国立市内の状況について、それから市民の皆様がどう考えていらっしゃるかについて、市民の意識調査を並行して行う必要があると考えています。これは、条例第11条に基づく実態調査の実施ということになりまして、「市は、人権・平和のまちづくりの推進に関して必要な実態調査を行い施策に反映する」という事項があるので、調査の方法、どのような設問を設けるか、誰を対象に行うのか、そういったところを、来年度の予算編成の関係もあり、第2回の審議会でも議論いただければと思います。

この実態調査を検討いただきつつ、4回目以降で基本方針の検討に入っていくという流れで基本方針の素案をつくります。この素案について、おおよそ来年の秋ごろにパブリックコメントを実施する予定です。今回は条例の計画ではないので、パブリックコメント実施の義務はないのですけれども、市民の皆様と一緒に条例をつくってきたという経過がありますので、パブリックコメントも十分時間を取って、方針の素案について意見をいただく機会を設けたいと考えています。その間に市民意識調査が、並行して夏ごろから秋ごろにかけて行われることとなります。

その後、パブリックコメントでいただいた意見をもとにして答申案の策定に向かいます。このパブリックコメントの結果を反映する形の答申案を検討して、来年の6月に答申をするという流れです。もしかするとここで新たな条例の策定の必要というのも検討されるかもしれないのですけれども、基本計画や条例など、どういう救済措置が必要かについては、それ以降の体制づくりということになってくるかと思えます。報告事項の2について、説明は以上です。

続けて7番の議題について、皆様をお願いしたいことがありますので、資料6をご覧ください。今回の委員会を11月に開催できればと考えていますので、その間、実態調査の方法や、どういった調査が必要かなどの全般について、ご意見をいただければと思っています。期限は、9月20日の金曜日です。ご意見をいただきたい内容の1点目が、調査の方法です。一般的に、国立市が市民意識調査を行う際には、7万人の人口で、大体3,000人はとらないと有効ではないと言われていました。満18歳以上の男女3,000人に対して郵送配布、郵送回収で市内全域で行うことが国立市では多いのですが、調査によりますが、回収率は多くて3割4割程度です。もし調査の方法についても、郵送に加えて当事者やいろいろな立場の方へのインタビュー調査など、こういった調査があったほうが良いというご意見がありましたら、ぜひいただければと思っています。

2つ目に、調査にあたって留意すべき点として、例えば街頭で調査を行うときにこういった点は気をつけなければいけない、逆に、したほうが良いこと等がありましたら、その内容と理由をいただければと思います。

3つ目に、(1)(2)以外でも、この調査の方法全体に関してご意見がありましたら、ぜひいただければと思います。いただいたご意見を集約し、第2回の会議で共有させていただければと思っています。その参考資料としてお配りしたのが、東京都が平成26年に行った調査、川崎市が行った調査、多摩市が平和に関して行った調査の3つの冊子です。これをそのまま参考にしてほしいというわけではもちろんなくて、人権・平和によく取り組まれている近隣自治体で最近行われたものということで、あくまで参考としてつけています。

川崎市の調査ですけれども、これは川崎市在住の外国人市民を抽出して、その5,000人に送った郵送調査です。言語を9カ国語に訳したものとこの日本語の資料をお送りして、回収率が18%ぐらいだったというのは、なかなか難しかったのかもしれない。川崎市は外国人の方が非常に多いのですが、そういった調査もしている市があります。ここまでが事務局からの説明です。

【会長】分かりました。差し当たって我々がやらなければいけないことは、この実態調査についての意見を述べることです。私も何を意見として出したらいいか、非常に範囲が広いので、若干戸惑いもありますけれども、また事務局の方からは、全体のアウトラインをこれからやろうということですので、むしろ何でも出してほしいという漠然としたお願いではないかと思っています。

【事務局】この条例に基づいて、広い範囲に該当するような基本方針が1つできることを想定しています。一方で、今回の諮問事項には入っていませんが、この後、基本計画を定めるということが条例に明記されています。基本計画につきましては、国立市にはさまざまな分野の計画が既にあります。その中で、現時点ではまだ十分な計画になっていないものが、民族差別と部落差別という状態ですので、そういったものが次の計画には範囲として考えられます。実態調査は来年の夏ごろに向けて行いたいと考えていますので、そういったところを踏まえすと、既にその時点では基本方針の審議は進んでいる状態になりますので、この実態調査の結果は基本方針にも反映していければとも思いますし、その次の基本計画の基礎資料になればとも考えています。まだまだ事務局としては漠然としているところですが、次回第2回では、もう少し対象範囲等、皆様にお示しできるものを絞りたいと考えています。以上です。

【会長】分かりました。少しは具体的になりまして、差し当たっての領域としては在日外国人の関係、それから部落差別、このようところが主なターゲットになるというお話をいただきました。ご質問があれば出していただければと思います。

【高松委員】「地域の実情に応じた」という記載があるかと思うのですが、国立市の条例をつくられる際に、この実情はどのように把握され、どのように認知されているのか。また、もしその際に何かほかの調査をされているのであれば、そのときに使った調査票を参考までに頂戴できれば、議論がより深まると思います。

【事務局】これまで市では、人権全般を扱った調査を行ったことはありませんが、総合基本計画という、まちづくり全体の計画を策定する際に、項目として、人権・平和に関する項目が1つか2つずつあるのと、あと市民がどのように市政について考えているかという基礎調査があります。それを提供させていただければと思います。まちの人口の推移や、外国人市民の人数など、人口構成についての基礎資料は次回以降ぜひお渡しして、それを地域の実情として見ていただければと考えています。もう1つのご質問が。

【高松委員】この条例をつくられる際に、地域の実情に応じた差別解消ということは、聞き取り調査なのかアンケート調査なのか、実情はどのように把握したのか。

【事務局】条例をつくる際には、この条例案の素案と骨子案についてのご意見を伺いました。その中でももちろん、個別のこういったことで生活の中で困っている、というご意見もありました。それ以外に実態調査は行っていないので、来年の夏に行うこの実態調査をもとに、これが基本計画と基本方針の基礎資料となります。今、条例の根拠になる資料はない、まだ行っていないということになります。

【事務局】1点補足します。先ほどお配りした条例の資料の最後のページの左下に、「国立市における差別事象」と書いてあるスライドがあるかと思います。平成16年に部落差別に関して、大量の差別ハガキが届くという事件が市内でも起こりました。そして下段の平成24年のものは、市内のある外国籍の方のご家庭の玄関に民族差別感情をあらわにした誹謗中傷のビラが貼られたというものです。

先ほどの地域の実情が、まだまだ行政でも十分把握できていないところがあります。そのような観点でいきますと、今回の審議会の委員の皆様にはそれぞれの分野の中で、私どもよりも実情としてご存じの点もあろうかと思います。そういったところも含めていきながら、過去に起こったこととともに、未来に向けても人権侵害にしっかりと対策していくことが必要と思いますので、広く捉えていただければと思います。以上です。

【押田委員】この日程で、逆にこんなに時間がかかるのかなという思いはあります。この審議会の任務として、基本方針や基本計画などについてきちっと話し合い、並行して実態調査をするということについては、もちろん基礎的に必要なことですので当然進めるのですけれども、今の説明だと、私たちの任期の2年の間に基本方針の答申まで行き着くという説明だったと思うのです。これが2年後の話なので、人権侵害などがあれば、当然それに対する具体的な取り組みとして、どう救済するのかというのが必ず出てくると思います。そういう意味では、基本方針にしても基本計画にしても、もちろん議論を尽くした上でですけれども、可能な限り速やかに決定され、具体的に中身として動き出すという、そのことの必要性としては、そんなに悠長な話ではないのかなと、正直言って思います。

それから今、申し上げましたけれども、その間に重要な人権侵害が実際に起きたときにどう対応するのかというときの基本的な推進の仕方について全く決まっていないと、実際には全然救済の役に立たない可能性がある。救済の規定についても、この表だとそこまでは至っていないので、これについてもそれなりに並行した議論も必要だと思います。それともう1つは、規定ができなくても、実際に条例が動き始めているので、その場合にはどういう対応が考えられるのか。この辺についてももう少し説明をいただきたいと思います。

【会長】確かにスケジュールだとゆっくり慎重に進められていますが、その間にいろいろな差別事象が出てきた場合の対応については、事務局で考えていることはありますでしょうか。

【藤沢委員】意識調査については、反対する方はいないと思います。意識調査は行政が審議会の意見を聞きながら、また一方では基本方針からは分離しながらやらないと、審議会は資料に引きずり回されることになりかねない。直ちにやらなければいけないところは市がやるというように、少し整理をしていただきたい。

【三井委員】私もそう思います。やはりいろいろ決めることはあっても、問題が起きたときそれに関わるようにしておかないとならないと思います。

【会長】非常に重要なお指摘だろうと思いますけれども、事務局としては、すぐに対応策を用意することはできないと思います。やはり人権についての深刻性から、あまりのんびりとできない状況とも感じます。少し事務局で対応策を検討していただけますでしょうか。

【事務局】今の委員からのご発言は、人権救済のための仕組みづくりを早急にするということだと思うのですが、諮問書の（３）にある「人権救済及び相談支援体制の整備に関すること」を基本方針の中で定める必要がありますので、恐らくこの人権救済の仕組みについて時間をかけて議論していくことになるかと思えます。人権救済については、例えば罰則規定を設けるなど、加害者に向けた規定を設けるという結論が審議会の中で出たときに、この基本方針の場合は、国立市議会の議決を得ることなく策定されるものになる。早急にスケジュールを変更して条例化するなどの議論になると思う。議論の途中でも、スケジュールを変更する可能性が出てくると考えています。

【会長】分かりました。今いただきました意見についてどのように対応できるか、今日出た意見を整理していただいて、まとめて次回に示していただければと思います。事務局から出ました実態調査へのご意見については、ここで切らせていただきたいと思えます。

最後に、事務的なことについて事務局からご説明をお願いします。

【事務局】次回の日程につきましては、メール、お電話等で調整のうえ、皆様に周知させていただきます。あわせて日程が決定しましたらホームページでも公開させていただきます。

【会長】今日は第1回目ということで、若干消化不良のところもあったのではないかと思います。次回からさらに充実した審議にしていきたいと思えます。それでは、これをもちまして第1回の審議会を終了します。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —